

貸 保 護 函 規 定

1. 貸保護函の使用

この保護預りでは、保管物は当行所定の貸保護函に収納したうえ、その貸保護函を預けてください。

2. 保管物の範囲

(1) 貸保護函には次に掲げるものを収納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。

3. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間時までに借主または当行からの解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. 使用料

(1) 貸保護函の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. 鍵の保管

貸保護函に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6. 貸保護函の受渡し等

- (1) 貸保護函の受渡しを請求するときは、借主または借主があらかじめ届出た代理人が当行所定の開函票に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) 貸保護函の受渡しまたは保管の依頼をするときは、貸保護函が施錠されていることを確認してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 貸保護函の開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また貸保護函は、その場所以外へは持出さないでください。

7. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行へ届出のうえ、当行所定の手続きを行ってください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当行へ届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当行へ届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 印章・鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印章または正鍵を失った場合の貸保護函の受渡しは、当行所定の手続きをした後に行ってください。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

10. 貸保護函等の変更

前条第2項の場合または貸保護函（錠前を含む）の毀損・不調等が生じた場合に、当行が貸保護函またはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11. 印鑑照合等

開函票・諸届その他の貸保護函取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて貸保護函の受渡しその他について取扱う場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

12. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、貸保護函の受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえで貸保護函および正鍵を直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) この貸保護函は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸保護函の使用申込をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸保護函の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができる

ものとし、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸保護函および正鍵を返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主または代理人が貸保護函使用申込時または代理人届出時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
 - B暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - C第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - Dその他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項による貸保護函の返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとし、
- (5) 第1項から第3項による貸保護函の返却、正鍵の返却等の手続きが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸保護函を開錠のうえ、保管物を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとし、
- なお、当行は貸保護函の開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとし、この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありし

だい支払ってください。

14. 保管物の一時引き取り等

- (1) 貸保護函の保管施設の修繕または移転その他やむをえない事由により、当行が保管物の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は借主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に貸保護函の保管を委託することができるものとします。

15. 緊急措置

- (1) 法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸保護函を開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 災害による被害の発生が予想される場合等、当行の判断で貸保護函の営業を臨時休止または短縮することができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この契約による受渡し請求権等の借主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020年3月16日現在